

浜松市廃棄物適正処理指導要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境の保全を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成23年浜松市条例第44号。以下「適正処理条例」という。)、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成17年浜松市条例第29号)、浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年浜松市条例第44号)その他廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物及び同条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 産業廃棄物のうち法第2条第5項に規定するものをいう。
- (3) 排出事業者 自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を排出する者をいう。
- (4) 処理業者 法第7条第6項、第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の3第2号若しくは第13条の3第2号の規定による指定を受けようとする者又は受けている者をいう。
- (5) 許可施設設置者 法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けようとする者又は受けている者をいう。
- (6) 処理事業者 処理業者又は許可施設設置者をいう。
- (7) 中間処理施設 排出事業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第5条第1項及び第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設(排出事業者がその事業活動に伴って生じる廃棄物を自ら処理するために設置する施設のうち、当該廃棄物を生じる工場又は事業場の敷地内に設置するものを除く。)又は処理業者が設置する廃棄物の中間処理を行う施設をいい、関連附帯設備を含むものとする。
- (8) 最終処分場 令第5条第2項及び令第7条第14号に掲げる施設をいい、関連附帯設備を含むものとする。
- (9) 積替保管施設 適正処理条例第12条に規定する積替保管を行う施設をいう。
- (10) 処理施設 中間処理施設、最終処分場又は積替保管施設をいう。ただし、市が設置する施設については除く。

第2章 処理施設の設置等

(事前協議前に実施すべき事項)

第3条 処理事業者は、処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更(主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力(最終処分場である場合にあっては廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量、積替保管施設である場合にあっては保管することのできる産

業廃棄物の数量)の10パーセント以上の増大を伴わないものを除く。以下「設置等」という。)を行おうとするときは、第6条第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)の前に、関係法令等による規制の解除の可能性を確認しなければならない。

(立地に関する基準)

第4条 処理事業者は、処理施設の設置等に当たっては、市長が別に定める立地に関する基準を遵守しなければならない。

(構造等に関する基準)

第5条 処理事業者は、処理施設の設置等に当たっては、市長が別に定める構造等に関する基準を遵守しなければならない。

(事前協議)

第6条 処理事業者は、処理施設の設置等又は処理施設において新たに特別管理産業廃棄物を処理しようとするときは、法第7条第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可の申請又は法第7条の2第3項、第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項の規定による届出の前に、産業(一般)廃棄物処理施設設置等事前協議書(第1号様式。以下「事前協議書」という。)を提出して市長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、特に市長が認めるときは、第5条に規定する基準の一部を適用しないことができる。

3 第1項の事前協議書には、別表の書類欄に掲げる書類及び図面について、同表の部数欄に掲げる部数を添付するものとする。

(現地調査)

第7条 市長は、事前協議を受けたときは、必要により現地調査を行うものとする。

(廃棄物処理施設設置等協議会)

第8条 市は、処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、浜松市廃棄物処理施設設置等協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(協議会の審査)

第9条 市長は、処理施設について第6条第1項に基づく事前協議書の提出を受けたときは、協議会の審査に付するものとする。

2 協議会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、処理事業者に対し説明を求めることができる。

(指示事項等の通知)

第10条 市長は、現地調査の結果及び協議会の意見を踏まえ、事前協議の内容を審査し、必要があると認めるときは、処理事業者に対し、留意すべき事項又は計画の変更若しくは中止について指示書(第2号様式)により指示するものとする。

2 処理事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、関係機関との協議及び調整を自らの責任において行わなければならない。

3 処理事業者は、指示を受けた事項に対し必要な措置を講じ、その結果を措置報告書(第3号様式)により市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告書を審査し、指示をした事項が是正されていないと認めるときは、再度指示するものとする。

5 市長は、処理事業者が指示を受けた日から2年を経過しても必要な措置が完了しないときは、事前協議書を取り下げたものとみなす。ただし、必要な措置が完了しないことについて、処理事業者の責めに帰することのできない特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(事前協議の完了等)

第11条 市長は、第4条に定める立地に関する基準を満たし、かつ事前協議の内容が適当であると認めるときは、事前協議完了通知書(第4号様式)により処理事業者に通知するものとする。

2 処理事業者が前項の規定による通知を受けた日から2年を経過するまでに事前協議に係る工事に着手しない場合は、当該事前協議は、その効力を失うものとする。ただし、事前協議に係る工事に着手しないことについて、処理事業者の責めに帰することのできない特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(工事完了の報告等)

第12条 処理事業者は、事前協議に係る工事(令第5条及び第7条に掲げる処理施設に係る工事を除く。)が完了したときは、産業(一般)廃棄物処理施設工事完了報告書(第5号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに工事完了の確認を行い、確認結果通知書(第6号様式)により通知するものとする。

第3章 県外産業廃棄物の搬入の事前協議等

(提出書類)

第13条 適正処理条例第13条第2項に規定する協議書等の提出部数は2部とする。

2 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則(平成23年浜松市規則第45号)第7条第3項第7号に規定する市長が必要があると認める図書は、県外産業廃棄物の収集運搬を委託する場合にあっては、当該収集運搬について産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者との間で締結した契約書の写しとする。

(通知書の交付等)

第14条 適正処理条例第13条第4項に規定する通知(以下「通知書」という。)は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 県外産業廃棄物の搬入期間
- (3) 県外産業廃棄物の処分を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)
- (4) 県外産業廃棄物の処分の方法及び当該処分が行われる施設の設置場所
- (5) 協議結果及び生活環境保全上の見地からの意見

(関係地方公共団体に対する照会)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、県外産業廃棄物を生じる事業場を管轄する都道府県の知事又は令第27条第1項に規定する指定都市の長等に対し、意見を求めるものとする。

(適正処理等)

第16条 通知書の交付を受けた事業者等(以下「承認事業者」という。)は、県外産業廃棄物の処理について帳簿を備え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の5第1項の規定に準じて記載するものとする。

2 承認事業者は、前項の帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存するものとする。

(処理業者の処理)

第17条 委託を受け県外産業廃棄物を収集又は運搬を行う者は、通知書の写しを常時車両に携帯するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に産業廃棄物処理施設の設置等又は特別管理産業廃棄物の処理に係る法第14条第4項、第14条の2第1項、第14条の4第4項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2第1項の規定による許可を申請している者については、第16条から第29条までの規定は、適用しない。

3 この要綱の施行の際現に法第15条第1項又は第15条の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受け、その処理施設の設置等を内容とする法第14条第4項、第14条の2第1項の許可の申請又は法第14条の3において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしていない者については、第16条から第29条までの規定は、適用しない。

4 この要綱の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律に伴う関係政令の整備に関する政令(平成4年政令第218号)附則第5条の適用を受ける者については、第16条から第29条までの規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

別表（第6条関係）

事前協議書添付書類（最終処分場）

	書 類	部数
1	土地現況調書（町名、地番、地目、面積、所有権者住所氏名等）	8～11
2	位置図	8～11
3	公図写し（所有権者、地目、面積も記入）	8～11
4	概略計画平面図（周囲のかこい、表示の方法等も明記）	8～11
5	最終処分場下流の利水状況及び水系図	8～11
6	断面図	8～11
7	完成予定図	8～11
8	最終処分場に係る土地の登記簿謄本	1
9	最終処分場に係る土地の所有者及び搬入道路の管理者並びに水路管理者の承諾書	各1

事前協議書添付書類（中間処理施設）

	書 類	部数
1	最終処分場に係る添付書類1～4	各8～11
2	中間処理施設構造図	8～11
3	中間処理施設に係る土地の登記簿謄本	1
4	中間処理施設に係る土地の所有者及び搬入道路の管理者並びに水路管理者の承諾書	各1

事前協議書添付書類（ごみ処理施設）

	書 類	部数
1	最終処分場に係る添付書類1～4	各8～11
2	ごみ処理施設構造図	8～11
3	ごみ処理施設に係る土地の登記簿謄本	1
4	ごみ処理施設に係る土地の所有者及び搬入道路の管理者並びに水路管理者の承諾書	各1

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）

浜松市長 鈴木康友

住 所

氏 名

T E L

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

産業（一般）廃棄物処理施設設置等事前協議書

産業（一般）廃棄物処理施設を（設置・変更）したいので、浜松市廃棄物適正処理指導要綱第 6 条第 1 項の規定により次のとおり提出します。

記

施 設 の 設 置 場 所	
施 設 の 種 類	
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	
処 理 能 力	
処 理 形 態	自己処理 ・ 処理業

埋立処 分 予 定 地 の 状 況	地形の状況	
	公有地、水路等の状況	
	地質の分布状況	
	湧水の状況	
埋立処 分 予 定 地 周 辺 の 状 況	搬入道路の状況	
	学校、病院、老人ホーム等の状況	
	井戸の状況 (飲用の有無)	
	水道水源の有無	有 ・ 無 (附近の見取図に明記)
	水路の状況	
	放流先の水系	
用地選定の理由		
地すべり及び地盤沈下に対する措置		
埋立地周辺からの地表水流入防止の措置		
埋立地内の集排水に対する措置 (湧水の状況を含む)		
通気装置の状況及び火災発生防止の措置		

浸出液による公共水域及び地下水汚染に対する措置	
排水処理施設の概要	
埋め立てる廃棄物の飛散流出防止措置	
悪臭に対する措置	
ねずみの生息及び害虫発生防止の防止措置	
浸出液、地下水、放流水等の検査方法	
埋立器材及び従業員配置人員	
跡地利用方法及び最終処分場閉鎖後の維持管理方法	
立地環境 該当する番号を で囲むこと。	<ul style="list-style-type: none"> 1 自然公園法等に規定する特別地域 2 原生自然環境保全地域 3 自然環境保全地域の特別地区 4 鳥獣保護区の特別保護地区 5 風致地区 6 急傾斜地崩壊危険区域 7 地すべり防止区域 8 砂防法に規定する指定地 9 保安林 10 海岸保全区域 11 その他 ()
関係法令による諸規制の有無 該当するものを で囲むこと。	農地法 農振法 公共用財産用途廃止申請 森林法 河川法 都市計画法 文化財保護法 建築基準法 国土法 その他 ()

第1号様式（第6条関係）その2

年 月 日

（あて先）

浜松市長 鈴木康友

住 所

氏 名

T E L

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

産業（一般）廃棄物処理施設設置等事前協議書

産業（一般）廃棄物処理施設を（設置・変更）したいので、浜松市廃棄物適正処理指導要綱第6条第1項の規定により次のとおり提出します。

記

施設 の 設 置 場 所	
施 設 の 種 類	
処理する産業廃棄物の 種 類	
処 理 能 力	
処 理 形 態	自己処理 ・ 処理業

立地環境	都市計画区域 (用途地域)	
	学校、図書館、病院、 診療所、老人ホーム 等の状況	
放流水の水質及び水量		
放流水の放流方法及び 放流先の概要		
飛散・流出防止の方法		
悪臭防止の方法		
防火対策		
立地環境 該当する番号を で 囲むこと。	<ul style="list-style-type: none"> 1 自然公園法等に規定する特別地域 2 原生自然環境保全地域 3 自然環境保全地域の特別地区 4 鳥獣保護区の特別保護地区 5 風致地区 6 急傾斜地崩壊危険区域 7 地すべり防止区域 8 砂防法に規定する指定地 9 保安林 10 海岸保全区域 11 その他 () 	
関係法令による諸規制 の有無 該当するものを で 囲むこと。	<p>農地法 農振法 公共用財産用途廃止申請</p> <p>森林法 河川法 都市計画法 文化財保護法</p> <p>建築基準法 国土法</p> <p>その他 ()</p>	

第2号様式(第10条関係)

年 月 日

様

浜松市長 鈴木康友

指 示 書

浜松市産業廃棄物適正処理指導要綱第6条第1項の規定により平成 年 月 日
付けで提出のあった産業(一般)廃棄物処理施設設置等事前協議書について審査した結果、
次の事項について必要な措置を講じるよう指示します。

記

項 目	指 示 事 項

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）

浜松市長 鈴木康友

住 所

氏 名

T E L

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

措 置 報 告 書

浜松市廃棄物適正処理指導要綱第10条第3項の規定により、平成 年 月 日
付け第 号にて指示を受けた事項について、次のとおり措置を講じたので、報告します。

記

指 示 事 項	指示事項に対する措置

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

様

浜松市長 鈴木康友

事前協議完了通知書

浜松市廃棄物適正処理指導要綱第6条第1項の規定により、平成 年 月 日
付けで提出のあった産業廃棄物処理施設設置等事前協議書について審査した結果、適当と
みとめられるので、当該協議が完了したことを通知します。

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）

浜松市長 鈴木康友

住 所

氏 名

T E L

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

産業廃棄物処理施設工事完了報告書

産業（一般）廃棄物処理施設の工事が完了したので、浜松市廃棄物適正処理指導要綱第12条第1項の規定により次のとおり報告します。

記

施 設 の 種 類	
施 設 の 設 置 場 所	
事 前 協 議 完 了 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 前 検 査 実 施 日	

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

様

浜松市長 鈴木康友

確認結果通知書

浜松市廃棄物適正処理指導要綱第12条第2項の規定により、平成 年 月 日
付けで報告のあった次の産業（一般）廃棄物処理施設について検査した結果、所定の基
準に適合していると認めるので通知します。

記

1 処理施設の区分

2 処理施設の設置場所